**七宗町水道水質検査計画**

1　基本方針

水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画に従って水質検査を実施します。

(1)検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。

(2)水質項目は、水道法で検査が義務づけられている水道基準項目とします。

(3)検査項目及び検査頻度については、水質検査項目一覧表のとおりとします。

法令で定める水質検査

◎定期水質検査

浄水の水質検査

①1日1回検査(3項目)

給水栓において、水道法に基づき色、濁り、及び残留塩素の検査(水道法施行規則第15条第1項第2号)について水質検査を行います。

②1ヶ月1回の検査(9項目)

給水栓において、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度､及び濁度(水道法施行規則第15条第1項第2号)の検査について水質検査を行います。

③3ヶ月に1回の検査(22項目)

給水栓において、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、塩素酸、有機物、pH値、味、臭気、色度及び濁度ほか(水道法施行規則第15条第1項第2号)22項目の検査について水質検査を行います。

過去3年間における検査結果が基準値の5分の1以下である場合は、1年に1回以上とし10分の1以下であるときは3年に1回以上と検査頻度を減ずることができます。

本町においては、過去の検査結果が10分の1以下の場合でも1年に1回は検査を実施するよう検査頻度を設定しています。

④年1回の検査(51項目)

給水栓において、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度及び濁度ほか(水道法施行規則第15条第1項第2号)51項目の検査について水質検査を行います。

原水の水質検査

1. 年1回の検査(３９項目)

消毒副生成物・味を除いた３９項目の水質検査を行います。

◎その他水質検査

原虫の指標となる大腸菌、嫌気性芽胞菌、クリプトスポリジウム･ジアルジアの検査を行います。

①指標菌検査

クリプトスポリジウム(病原性微生物)の指標である指標菌(大腸菌･嫌気性芽胞菌)の検査を月1回行います。

②クリプトスポリジウム･ジアルジア検査

指標菌検査とあわせ3ヶ月に1回行います。

2　水道事業の概要

【七宗町簡易水道事業】

＜麻生給水区域＞

神渕川下流の上麻生飯高橋付近で、取水場ポンプで1日最大1034.5㎥取水し、麻生浄水場内に設置する混和槽を経て、膜処理ろ過装置へ送られた後、塩素消毒を行い、麻生配水池へ揚水し自然流下により給水します。

＜勝給水区域＞

勝谷川地点の取水堰(集水桝)で1日最大19.6㎥取水し、自然流下により勝浄水場内の着水井を経て、緩速ろ過池へ送られた後、塩素消毒を行い、配水池から自然流下により給水します。

＜平給水区域＞

祝谷地点の取水堰で1日最大52.7㎥取水し、自然流下により平浄水場内の着水井を経て、緩速ろ過池へ送られた後、塩素消毒を行い、配水池から自然流下により給水します。

＜分郷給水区域＞

黒洞谷･白小谷地点の取水堰で1日最大52.5㎥取水し、自然流下により受水槽に貯水しポンプ送水し、分郷浄水場内の着水井を経て、緩速ろ過池へ送られた後、塩素消毒を行い、配水池から自然流下により給水します。

＜大崎給水区域＞

船洞谷地点の取水堰で1日最大13.3㎥取水し、自然流下により大崎浄水場内の着水井を経て、緩速ろ過池へ送られた後、塩素消毒を行い、配水池から自然流下により給水します。

＜中神渕給水区域第1浄水場＞

中神渕第1浄水場内にある浅井戸を水源とし、1日最大449.3㎥を処理します。ろ過方法は、前処理装置(除濁機)及び動力式急速ろ過装置によってろ過し、塩素消毒を行い、天王山配水場へ揚水し、自然流下により区域内に給水します。

また、給水区域が広いため、牛ヶ洞ポンプ場、間見配水場を築造しています。

＜中神渕給水区域第2浄水場＞

中神渕第2浄水場付近の神渕川を水源とし、1日最大444.3㎥を処理します。ろ過方法は、前処理装置(除濁機)及び緩速ろ過方法によってろ過し、塩素消毒を行い、八日市配水場へ揚水し、自然流下により区域内へ給水します。

また、給水区域が広いため、杉洞ポンプ場、杉洞配水場、葉津加圧ポンプ場を築造しています。

＜室兼給水区域＞

取水場内にある浅井戸から1日最大76.5㎥取水しポンプ揚水後、室兼浄水場内のTO式上向性緩速ろ過池へ送られた後、塩素消毒を行い、室兼配水場へ揚水し、自然流下により給水します。

＜下神渕給水区域＞

取水場内にある浅井戸から1日最大38.5㎥を取水し、処理します。ろ過方法は膜ろ過方式です。膜ろ過装置へ送られた後、塩素消毒を行い、下神渕配水場へ揚水し、自然流下により給水します。

3　水道の原水､及び浄水の水質状況､及び水質管理上留意すべき事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 七宗町簡易水道　麻生給水区域 | 七宗町簡易水道　勝給水区域 |
| 原因の汚染要因､及び水質検査状況 | ･降雨等による高濁水の発生  ・農薬散布  ・クリプトスポリジウムが検出されたので注意する。 | ・降雨等による高濁水の発生 |
| 浄水の水質状況 | これまでの検査結果から､水質基準を満たしており､安全で良質な水です。 | これまでの検査結果から､水質基準を満たしており､安全で良質な水です。 |
| 水質管理上留意すべき事項 | 濁度､色度､クリプトスポリジウム､ジアルジア、農薬類､藻類､アルミニウム | 濁度､色度、クリプトスポリジウム |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 七宗町簡易水道　平給水区域 | 七宗町簡易水道　分郷給水区域 |
| 原因の汚染要因､及び水質検査状況 | ･降雨等による高濁水の発生 | ・降雨等による高濁水の発生 |
| 浄水の水質状況 | これまでの検査結果から､水質基準を満たしており､安全で良質な水です。 | これまでの検査結果から､水質基準を満たしており､安全で良質な水です。 |
| 水質管理上留意すべき事項 | 濁度､クリプトスポリジウム | 濁度､クリプトスポリジウム |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 七宗町簡易水道中神渕給水区域 第一 | 七宗町簡易水道中神渕給水区域 第二 |
| 原因の汚染要因､及び水質検査状況 | ･降雨等による高濁水の発生  ・農薬散布  ・クリプトスポリジウムが検出されたので注意する。 | ・降雨等による高濁水の発生  ・農薬散布 |
| 浄水の水質状況 | これまでの検査結果から､水質基準を満たしており､安全で良質な水です。 | これまでの検査結果から､水質基準を満たしており､安全で良質な水です。 |
| 水質管理上留意すべき事項 | 濁度、クリプトスポリジウム､農薬類､アルミニウム | クリプトスポリジウム､農薬類､藻類 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 七宗町簡易水道　室兼給水区域 | 七宗町簡易水道　大崎給水区域 |
| 原因の汚染要因､及び水質検査状況 | ・クリプトスポリジウムが検出されたので注意する。 | ・降雨等による高濁水の発生  ・クリプトスポリジウムが検出されたので注意する。 |
| 浄水の水質状況 | これまでの検査結果から､水質基準を満たしており､安全で良質な水です。 | これまでの検査結果から､水質基準を満たしており､安全で良質な水です。 |
| 水質管理上留意すべき事項 | クリプトスポリジウム | 濁度､鉄､クリプトスポリジウム |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 七宗町簡易水道　下神渕給水区域 |
| 原因の汚染要因､及び水質検査状況 | ・降雨等により原水のｐＨ値が低くなることがある。 |
| 浄水の水質状況 | これまでの検査結果から､水質基準を満たしており､安全で良質な水です。 |
| 水質管理上留意すべき事項 | 濁度、pH､クリプトスポリジウム |

4　臨時の水質検査に関する事項

　水源等で次のような水質変化があり､その変化に対応した浄水処理を行うことができず､給水栓水で水質基準を超える恐れがある場合には､臨時の水質検査を実施します｡

（1）原因不明の色､及び濁りに変化が生じるなど､水質が著しく悪化したとき｡

（2）臭気等に著しく変化が生じるなど異常があったとき｡

（3）浄化過程において著しく水質に変化を与えるような異常が認められたとき。

なお､検査項目はそれぞれの事態に応じ､水質基準項目の中から必要と思われる項目を選択し実施します｡

5　水質検査の方法

　毎月検査は事業者で実施｡3カ月に1回実施する検査､及び1年に1回実施する検査については､岐阜県公衆衛生検査センターに委託し実施します｡

6　水質検査計画及び検査結果の公表の方法

令和６年度の水質検査計画は､ホームページに掲載して公表します｡

令和５年度の水質検査結果については､水質検査年報を作成するとともに､その概要についてはホームページに掲載して公表します｡

なお､水質検査計画､及び水質検査結果に係る住民からの質問､意見等については､水道環境課で受付け回答します｡

7　関係機関との連絡等

（1）水質検査委託機関から検査結果の報告があった際には､直ちにその結果を評価します｡

　　 また､不適項目があった場合には､その原因究明に努める等適切な対応をします｡

　　 なお､その際は必要に応じ､保健所･委託検査機関から指導､助言を受けながら実施します｡

（2）年間の水質検査結果が判明した時点で､総合的に判断し､必要に応じ水質検査計画の見直しを行います｡

（3）水質検査計画に基づく検査実施等については､委託検査機関､及び保健所等と連携を図り実施します｡

（4）水源周辺地域において､水質汚濁事故の発生を認めた場合は､保健所､建設事務所､環境課へ情報提供するとともに､必要な浄水処理を行います｡